

公益財団法人わかやま産業振興財団
わかやま農商工連携ファンド事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「財団」という。）は、和歌山県「わかやま農商工連携ファンドによる支援事業計画」（以下「支援事業計画」という。）の趣旨に鑑み、元気で活力ある和歌山経済の実現を目指し、和歌山県内の中小企業者等と農林漁業者との連携（以下「農商工連携」という。）の促進及び地域経済の振興を図るため、わかやま農商工連携ファンド事業実施要領（以下「要領」という。）第16条の規定に基づき、第3条に規定する事業（以下「助成事業」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(助成金交付事業の対象者)

第2条 助成金交付事業の対象者は、中小企業者等と農林漁業者の連携体とする。

2 前項の中小企業者等は、和歌山県内に事業所を有し、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条第1項の規定に基づく中小企業者（農林漁業者を除く。）
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定に基づくNPO法人で自ら事業を行う者
- (3) 上記の資格を有する者によるグループ（農林漁業者を除く。）

3 第1項の農林漁業者は、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条第2項の規定に基づく農林漁業者とする。

4 第1項の連携体は、中小企業者等と農林漁業者が連携し、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条第3項の規定に基づく経営資源を互いに活用して新商品開発等に取り組むものであり、もって地域経済の活性化に資するものとする。

(助成金交付事業の内容)

第3条 助成事業の内容は、支援事業計画に規定する県内の農商工連携の促進及び地域経済の振興に寄与する事業であって、中小企業者等と農林漁業者の連携体に取り組む次に掲げる事業とする。ただし、国庫補助金及び県補助金の対象事業は、本助成金交付事業の対象とならないものとする。

- (1) 新商品や新サービスの開発事業
- (2) 新たな生産方法や新たな販売方法の開発事業

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、助成金交付事業を適切に実施するために必要な経費であって、次に掲げるも

のとする。

- (1) 委員、講師、調査研究員等の外部専門家に対する謝金
- (2) 委員、講師、調査研究員等の外部専門家の旅費（助成対象事業者の役職員は含まない。）
- (3) 会議費、会場借上料、会場整備費、印刷製本費（報告書等の作成費）、資料購入費、通信運搬費、集計・分析費、調査・開発研究費、広告宣伝費、翻訳料、原稿料、無形固定資産購入・開発費、消耗品費、機械装置・工具器具費（研究開発に係るもののみ対象とする）、機器借上料、借損料、雑役務費等の事務経費
- (4) 調査研究、開発研究等の委託費（その事業のすべてを委託するものを除く。）
- (5) 第1号から前号までの支出に伴う消費税及び地方消費税

（助成金交付事業の選定基準）

第5条 財団は、支援事業計画に掲げる選定基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で助成事業を選定するものとする。

（助成期間）

第6条 助成事業の助成期間は、第10条第2項の規定に基づく助成事業の交付の決定日（助成期間が1年を超える事業にあつては、初回の交付の決定日）を起点として、原則として2年以内とする。

（助成率）

第7条 助成事業の助成率は、原則として3分の2以内とする。

（助成額の限度額）

第8条 一の助成事業に対する助成額の上限額及び下限額は、1年当たり50万円以上500万円以内とする。

（助成金の申請）

第9条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成申請者」という。）は、交付規則第4条に規定するわかやま農商工連携ファンド事業助成金交付申請書（別記第1号様式）に事業計画、収支予算書、申請者及び連携体の概要その他財団理事長（以下「理事長」という。）が必要と認める書類を添え、理事長に対し、その指定する期日までに提出しなければならない。なお、助成期間が1年を超える助成申請者は、第10条第2項の規定に基づく助成事業の交付の決定日から起算して1年を経過するごとに提出しなければならない。

2 前項の規定に基づき助成金の交付を申請するに当たっては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に

地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

（助成金の交付決定等）

第10条 理事長は、前条の申請に係る書類について審査及び必要に応じて現地調査等により、助成事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等調査を行ったうえ、わかやま農商工連携ファンド事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮るものとする。

2 理事長は、前項の規定による審査委員会において、その内容について審査し選定されたものについて、要領第15条2号の規定に基づき、和歌山県知事（以下「知事」という。）の承認を得て、助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、わかやま農商工連携ファンド事業助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、当該助成申請者に通知するものとする。

3 理事長は、前項の交付決定に当たっては、前条第2項本文の規定により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額するものとする。

4 理事長は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 理事長は、第2項の交付決定に当たっては、助成金の額の千円未満を切り捨てるものとする。

6 理事長は、第2項の交付決定に当たっては、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

（1） 次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ理事長の承認を受けること。

ア 助成事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合。

イ 助成事業に要する経費総額又は経費の配分の変更（いずれも軽微な変更を除く。）をする場合。

ウ 助成事業を中止又は廃止する場合。

（2） 助成事業は、各年度の交付の決定日から1年以内に完了しなければならない。

（3） 助成事業が指定の期間内に完了しない場合またはその遂行が困難となった場合は理事長に報告し、その指示を受けること。

（4） 別途通知する「助成金事業実施における留意事項について」に定められた事項を遵守すること。

（助成金の交付の除外要件）

第10条の2 理事長は、助成申請者（法人にあつては、その役員を含む。）が和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者（以下、「暴力団関係者等」という。）に該当す

る場合、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当する場合は、交付決定を行わないことができる。

(申請の取下げ)

- 第11条 第10条第2項の規定による通知を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内に、申請の取下げをすることができる。
- 2 助成金の交付を申請した者は、第10条第2項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る助成事業着手前に助成事業を実施しないことを決定した場合には、速やかに申請の取下げをしなければならない。
- 3 前2項の規定による申請の取り下げは、交付規則第9条第3項の規定に基づくわかやま農商工連携ファンド事業助成金交付申請取下げ書(別記第3号様式)を理事長あて提出することによって行うものとし、財団に到達したことをもって当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(助成事業の内容又は経費の配分等の変更)

- 第12条 助成事業者は、助成事業の内容、経費総額又は経費の配分を変更しようとするときは、速やかに、交付規則第14条第1項の規定に基づくわかやま農商工連携ファンド事業助成金に係る助成事業の(内容、経費総額又は配分)の変更承認申請書(別記第4号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- 2 前項のただし書に規定する軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
- (1) 助成事業に要する経費の20パーセント未満の減少となる内容の変更をする場合。
- (2) 第9条に定める収支予算書の2支出の部の区分(目)の相互間におけるいずれか低い額の20パーセント未満の経費の配分の変更をする場合。
- (3) 助成事業の遂行に支障がなく、かつ事業計画の細部の内容を変更する場合。
- 3 理事長は、第1項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨をわかやま農商工連携ファンド事業の(内容、経費総額又は配分)の変更承認通知書(別記第5号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

- 第13条 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに交付規則第15条第1項に規定するわかやま農商工連携ファンド事業中止承認申請書(別記第6号様式)又はわかやま農商工連携ファンド事業廃止承認申請書(別記第7号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、前項の申請に対し、やむを得ないと認めるときは、その旨をわかやま農商工連携ファンド事業中止(廃止)承認通知書(別記第8号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による承認のうち、中止に係るものについては該当申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(助成事業遂行の義務)

第14条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意を持って助成事業を行わなければならない。また助成金を他の用途へ使用してはならない。

2 助成事業者は、助成事業を行うに当たり、暴力団関係者等と契約を締結してはならない。

(助成事業の遂行状況の報告等)

第15条 助成事業者は、助成事業の遂行状況について、わかやま農商工連携ファンド事業遂行状況報告書(別記第9号様式)を理事長に対し、その指定する期日までに提出しなければならない。

2 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかにわかやま農商工連携ファンド事業遂行困難状況報告書(別記第10号様式)を理事長に提出して、その指示を受けなければならない。

(助成事業の実績報告)

第16条 助成事業者は、助成事業が完了したとき(助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ)は、完了日から30日以内に、交付規則第16条第1項に規定するわかやま農商工連携ファンド事業実績報告書(別記第11号様式)に助成事業実績書、収支決算書、その他理事長が必要と認める書類を添え、理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づく実績報告を行うに当たっては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(是正のための措置)

第17条 理事長は、助成事業の完了に係る前条の実績報告を受けた場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該助成事業者に命じることができる。

2 前項の規定は、第15条第1項の報告を受けた場合にも準用する。

3 助成事業者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(助成金の額の確定)

第18条 理事長は、第16条及び前条第3項の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び原則としてこれに基づいて行う現地調査等により当該事業の成果が交付決定の

内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、わかやま農工商連携ファンド事業助成金額確定通知書（別記第11号様式）により当該助成事業者へ通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第19条 理事長は、助成事業者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 交付規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- （2） 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- （3） 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （4） 助成事業者が第10条の2に規定する助成金の交付の除外要件に該当することが判明したとき。
- （5） 助成事業者が第14条第2項の規定に違反したとき。
- （6） 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 理事長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨をわかやま農工商連携ファンド事業助成金交付決定取消通知書（別記第13号様式）により当該助成事業者へ通知するものとする。

（助成金の返還）

第20条 理事長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 理事長は、第18条に規定する助成事業者へ交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞利息）

第21条 助成事業者は、前条第1項の規定により助成金の返還を命じられたときは、その命令に係る助成金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。

2 助成事業者は、前条第1項又は第2項の規定により、助成金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞利息を財団に納付しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第22条 助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、交付規則第24条第1項に規定するわかやま

農商工連携ファンド事業消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（別記第14号様式）により遅滞なく理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 前項に規定する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還についての返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とする。

（助成事業の完了後状況報告）

第23条 助成事業者は、助成事業完了後も助成金の交付の目的を達成するため、その内容について、事業化及び収益の拡大に努めなければならない。

- 2 第3条第1号に規定する事業の助成対象者は、わかやま農商工連携ファンド事業存続期間内の10年間において、助成事業完了後の毎会計年度終了後30日以内に当該助成事業に係る事業状況について、わかやま農商工連携ファンド事業完了後状況報告書（別記第15号様式）に売上高等状況報告書、その他理事長が必要と認める書類を添え、理事長に提出しなければならない。
- 3 前項に規定する助成対象者は、前項に係る報告の証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年を経過する日、もしくは、要領第1条に規定するわかやま農商工連携ファンド事業が完了する日のいずれか遅い日まで、保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第24条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した1件当たり50万円以上の財産（以下「取得財産」という。）を助成事業完了後5年以内（法定耐用年数があるものは、この限りでない。）に、助成金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ交付規則第25条第2項に規定するわかやま農商工連携ファンド事業財産処分承認申請書（別記第16号様式）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の申請に対し、承認事項を承認すべきと認めたときは、その旨をわかやま農商工連携ファンド事業財産処分承認決定通知書（別記17号様式）により通知するものとする。
- 3 理事長は、前項の規定により、当該取得財産等が定める期間を経過している場合を除き、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。
- 4 助成事業者は、第1項に係る承認の対象となる財産に係る台帳を備え、助成事業完了後5年間、保存しておかななければならない。

（収益納付）

第25条 第3条第1号に規定する事業の助成事業者は、助成事業完了後5年間、毎会計年度終了後3

0日以内にわかやま農商工連携ファンド事業企業化状況報告書（別記第18号様式）を提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定によるわかやま農商工連携ファンド事業企業化状況報告書により、当該助成事業者に相当の収益が生じたと認められる場合、当該助成金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができる。

（立入検査等）

第26条 理事長は、助成事業の適正を期するため必要があるときは、助成事業者に対して報告させ、又は財団職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（助成金の支払、請求）

第27条 助成事業者は、第18条の額の確定を受けたのち、助成金の交付を受けようとするときは、交付規則第19条第1項に規定するわかやま農商工連携ファンド事業助成金請求書（別記第19号様式）を理事長に提出しなければならない。

（帳簿等の備付け）

第28条 助成事業者は、当該助成事業に係る経理について収支の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収支についての証拠書類を整理し、当該助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補則）

第29条 この要綱に定めるもののほか助成金交付に関して必要な事項は、別に定める。

2 理事長及び助成事業者は、助成金の交付等に関して知事から指示がある場合は、その指示に従わなくてはならない。

附 則

この要綱は、平成21年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前に交付決定を受けた事業にあっては、改正要綱第6条の規定にかかわらず、助成期間は3年以内とする。

附 則

この要綱は、平成27年6月10日から施行する。ただし、施行日以前に交付決定を受けた助成事業のうち、施行日において助成事業が完了していないもの（中止又は廃止したものを除く。）について、

この要綱を適用することにより助成事業の遂行に著しく支障をきたすものと認められる場合は、交付決定日において有効な要綱の該当条項を適用する。